

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	がん検診等健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、がん検診等健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	がん検診等健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年八月二日法律第百三号)第17条第1項又は第19条の2に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健康診査、がん検診等、住民の健康増進のために必要な事業を推進するため、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①対象者の把握、検診受診の勧奨 ②受診等の記録、結果の経年的管理 ③健康教育、健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第111項、並びに内閣府・総務省令第5号第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部健康増進課 (TEL.0866-92-8259)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	記録等をデータベースへ入力する際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行い、上長の最終確認を経ることとしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象者数	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和4年1月21日	I 関連情報 4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6データ連携レイアウト改版による
令和4年1月21日	I 関連情報 4②法令上の根拠		番号法第19条8号別表第二第102項の2	事前	R4.6データ連携レイアウト改版による
令和7年8月13日	I 関連情報 1②事務の概要	健康手帳の交付		事後	内容の見直しによる
令和7年8月13日	I 関連情報 1③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム, 中間サーバー	事後	内容の見直しによる
令和7年8月13日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条および別表第一第76項	番号法第9条第1項別表第111項	事後	法律の改正による
令和7年8月13日	I 関連情報 4②法令上の根拠	番号法第19条8号別表第二第102項の2	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第139項	事後	法律の改正による
令和7年8月13日	I 関連情報 5①部署	保健福祉部健康医療課	保健福祉部健康増進課	事後	機構改革による
令和7年8月13日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による
令和7年8月13日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部健康医療課健康増進係	保健福祉部健康増進課	事後	機構改革による
令和7年8月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月13日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】記録等をデータベースへ入力する際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行い、上長の最終確認を経ることとしている。	事後	様式変更による
令和7年8月13日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による
令和7年8月13日	Ⅳリスク対策 11当該対策は十分か【再掲】		十分である 【判断の根拠】事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	様式変更による